

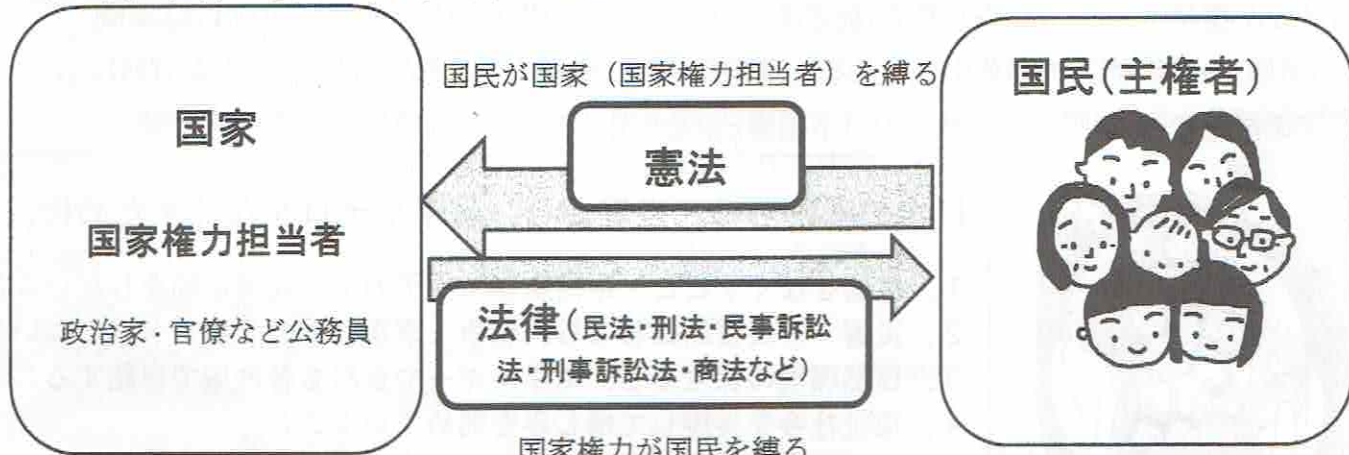
あれこれ通信

TeL / Fax 0493-62-7997
http://space.tom-shibuya.com
e-mail shibuya97@s4.dion.ne.jp

渋谷とみ子の議会報告No.85

笑って吹き飛ばそう ⚡ 危険な自民党改悪憲法案

下の図は世界の憲法の常識。今、日本国憲法は、ひっくりかえる危険があります。



■ 憲法は、国民が、国家（国家権力担当者）を縛ります。

■ 自民党憲法案は、国家（国家権力担当者）が国民を縛ります。

■ 自民党憲法にだまされないで。憲法9条だけではありません。

憲法 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負う

自民党憲法案では国家権力担当者（政府）が国民を支配します。

自民党憲法案 102 条 すべて国民はこの憲法を尊重しなければならない

102 条の2 国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負う

きんきゅうじたいじょうこう

■ 自民党憲法案 緊急事態条項 は憲法改悪の突破口です。P 3

現行憲法には きんきゅうじたいじょうこう(緊急事態条項) は、ありません。

自民党憲法案 98 条・ 武力攻撃・内乱・地震等のような大規模な自然災害時、緊急事態の宣言

99 条 緊急事態宣言が発せられたとき、国民は、国や地方自治体が発する国民を保護するための指示に従わなければならない(要旨)